

台東区内指定居宅介護支援事業者 各位

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に係る運用について

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年5月2日厚生労働省告示第218号）及び東京都台東区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成30年3月27日条例第2号）第16条第20号の規定に基づき、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合には、下記のとおり届出等を行ってください。

記

1. 届出の対象となるケアプラン

次の（１）～（２）の全てに該当するケアプランとします。

- （１）訪問介護サービスが位置付けられているもの
- （２）生活援助中心型サービスが位置付けられているプランで、回数が要介護度に応じて厚生労働大臣が定める回数以上となっているもの（※）

※介護給付費単位数等サービスコード表

I-1 訪問介護サービスコード表のうち、ロ 生活援助が中心
で算定するもの（生活援助2又は生活援助3で算定するもの）

2. 上記1に該当するケアプランの取扱い

- （１）平成30年9月提供分以前から継続して対象となっているケアプランについて
ケアプランが適切に計画されているものであるか、事業所内で再検討を行ってください。そのうえで10月以降も引き続き、上記1の対象となるケアプランとする場合、11月30日（金）までに区へ届出をしてください。
- （２）平成30年10月以降、新たに対象となるケアプランについて
作成（変更）の際、事前に区へご一報ください。その後、事業所内で協議のうえ、対象となるケアプランを作成（変更）された場合、作成（変更）月の翌月末日までに区へ届出をしてください。
- （３）留意事項
 - ・認定申請中（新規申請・区分変更等）における暫定でのケアプラン作成の場合は、認定結果が確定した後、認定日の翌月末日までに区へ届出をしてください。
 - ・区で行う点検の結果、既に可となったケアプランで、その後、軽微な変更を行ったケアプランは届出の必要はありません。

3. 提出資料

(1) 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に基づくケアプラン届出書

※【平成30年9月提供分以前から継続】の様式と【新規作成(変更)】の様式がありますので、該当する届出書を提出してください。

(2) 添付資料

- ① 居宅サービス計画書 (第1表・第2表)
- ② 週間サービス計画表 (第3表)
- ③ サービス担当者会議の要点 (第4表)
- ④ 居宅介護支援経過 (第5表)
- ⑤ サービス利用票及び別表 (第6表・第7表)
- ⑥ アセスメントシート
- ⑦ リ・アセスメント支援シート
- ⑧ 訪問介護計画書

※上記(1)の届出書に注意事項が記載されておりますのでご確認ください。

4. 提出方法

下記担当あて直接窓口に提出してください。

5. 届出後の流れ

届出されたケアプランの内容について、区で点検を行い、結果を通知します。

点検の際、必要に応じて担当する介護支援専門員に対し、ケアプラン点検でのヒアリング等を実施しますので出席してください。

なお、点検の結果、利用者の自立支援及び重度化防止の観点から、サービス内容について見直しをお願いすることもあります。その場合は利用者又はその家族に説明し、同意を得たうえでケアプランの見直しを図ってください。

○届出書様式等について

『「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に基づくケアプラン届出書』や運用等については、区公式ホームページにて掲載しています。

【掲載箇所】

- トップページ ⇒ 暮らしのガイド ⇒ 税金と保険・年金
- ⇒ 介護保険 ⇒ 事業者情報 (事業者の方へ)
- ⇒ 居宅介護支援事業者【厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護】

【届出先】

台東区介護保険課事業者担当

電話 5246-1243 (直通)